

議 事 日 程 （ 第 4 日 ）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案の訂正について
- 第3 議案第47号 北方町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を
改正する条例制定について（総務教育常任委員長報告）
- 第4 議案第48号 北方町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
（厚生都市常任委員長報告）
- 第5 議案第49号 北方町保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定につい
て（総務教育常任委員長報告）
- 第6 議案第50号 北方町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定
める条例の一部を改正する条例制定について（総務教育常任委員長報告）
- 第7 議案第51号 北方町墓地の設置に関する条例制定について（厚生都市常任委員長報告）
- 第8 議案第52号 北方町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一
部を改正する条例制定について（厚生都市常任委員長報告）
- 第9 議案第53号 工事請負契約の締結について（総務教育常任委員長報告）
- 第10 議案第54号 令和6年度北方町一般会計補正予算（第6号）を定めるについて
（各委員長報告）
- 第11 議案第55号 令和6年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を定めるについ
て（厚生都市常任委員長報告）
- 第12 議案第56号 令和6年度北方町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を定めるにつ
いて（厚生都市常任委員長報告）
- 第13 議案第57号 令和6年度北方町上水道事業会計補正予算（第1号）を定めるについて
（厚生都市常任委員長報告）
- 第14 議案第58号 令和6年度北方町下水道事業会計補正予算（第3号）を定めるについて
（厚生都市常任委員長報告）
- 第15 議案第59号 財産の無償譲渡及び無償貸付について（総務教育常任委員長報告）
- 第16 協議第2号 証明書の交付等の事務委託に関する規約の廃止について
（厚生都市常任委員長報告）
- 第17 発議第2号 日本政府に核兵器禁止条約締結国会議へのオブザーバー参加と核兵器禁止条
約への署名・批准を求める意見書について（議員提出）
- 第18 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第18まで

出席議員 (9名)

1 番	古 野 裕美子	2 番	朝 日 智 哉
3 番	河 村 正 通	4 番	石 井 伸 弘
6 番	杉 本 真由美	7 番	安 藤 哲 雄
8 番	鈴 木 浩 之	9 番	安 藤 浩 孝
10番	井 野 勝 已		

欠席議員 (なし)

欠 員 (5 番)

説明のため出席した者の職氏名

町 長	戸 部 哲 哉	教 育 長	名 取 康 夫
総務危機管理課長	木野村 英 俊	政策財政課長	浅 野 浩 一
税 務 課 長	濱 口 晴 美	住民保険課長	臼 井 誠
福祉子ども課長	北 中 龍 一	健康推進課長	横 田 紀 彦
都市環境課長	宮 崎 資 啓	上下水道課長	木野村 和 明
教育総務課長	郷 展 子	学校教育課長	山 路 康 代
会 計 室 長	高 崎 健 一		

職務のため出席した事務局職員の氏名

議会事務局長	小 島 伸 也	議 会 書 記	平 工 峻 也
議 会 書 記	石 崎 啓 明		

○議長（井野勝巳君） 改めまして、おはようございます。

連日、御苦労さまでございます。

ただいまから令和 6 年第 6 回北方町議会定例会第 4 日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（井野勝巳君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定において、議長において、3 番 河村正通君、4 番 石井伸弘君を指名いたします。

日程第 2 議案の訂正について

○議長（井野勝巳君） 日程第 2、議案の訂正についてを議題といたします。

町長から、議案第51号 北方町墓地の設置に関する条例制定についての訂正の申出がありました。

ただいま議題となっております本件について申請内容の説明を求めます。

町長。

○町長（戸部哲哉君） それでは、御説明を申し上げたいと存じます。

去る令和 6 年12月 3 日に提出をさせていただきました議案第51号 北方町墓地の設置に関する条例制定についてを訂正したく、その内容について御説明を申し上げます。

条例中第11条第 1 項第 1 号中、中段以降、第 7 条に規定する使用権の承継の届出がないときの「第 7 条」を「第 8 条」に訂正をお願いするものであります。

単純な記載ミス、不注意なことでよく反省をさせていただきますので、何とぞ御理解のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（井野勝巳君） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案の訂正の件を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 異議なしと認めます。よって、本件は許可することに決定をされました。

日程第 3 議案第47号から日程第16 協議第 2 号まで

○議長（井野勝巳君） 日程第 3、議案第47号から日程第16、協議第 2 号までを一括議題といたします。

付託しました案件について、所管委員会における審査の経過並びに結果の報告を求めます。また、併せて協議をお願いしました案件についての協議結果の報告を求めます。

最初に、総務教育常任委員長の登壇を求めます。

杉本真由美君。

○総務教育常任委員長（杉本真由美君） それでは、総務教育常任委員会に付託及び協議依頼されました案件につきまして、去る12月11日に委員会を開催し、審議と協議をいたしましたので、その審査の経過と結果、協議の結果を御報告申し上げます。

議案第47号 北方町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例制定についてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第49号 北方町保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第50号 北方町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてであります。

条例本文にある電磁的記録媒体とはどのようなものかという質疑があり、例えばCD-ROMなど情報ファイルを記録できるもの全般を指しますとの答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第53号 工事請負契約の締結についてであります。

北方分署における水害対策などに関して質疑があり、建設用地では必要な地盤補強を行うほか、消防車の主な移動経路であるグリーン通りなどでは道路のかさ上げが行われているなど、様々な対策を講じているとの答弁がありました。

また、主な工事内容のうち電気設備工事や機械設備工事に関して、使用部材のメーカー指定など細かな条件設定があるのかという質疑があり、設計書に準ずる規格であれば同等品の使用が可能であるとの答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第54号 令和6年度北方町一般会計補正予算（第6号）を定めるについての関係部分の協議結果についてであります。

歳入の一般寄附金に関して質疑があり、高屋西部土地地区画整理組合の解散に伴う寄附で、全額を清流平和公園の遊具設置や第2駐車場の整備費用などとして使用する予定であるとの答弁がありました。

歳出について、生涯学習センター費の減額について質疑があり、職員の異動により減額となったが、会計年度任用職員を雇用するなど業務に支障はないとの答弁がありました。

議案第59号 財産の無償譲渡及び無償貸付についてであります。

町立南保育園の閉園に伴い、北側にある駐車場はどうなるのかという質疑があり、こども園の建設工事が終わる令和8年度末までは引き続き町が駐車場として借り上げ、令和9年度以降はこども園を開設する真人舎が駐車場として引き続き借り上げる予定であるとの答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（井野勝巳君） 次に、厚生都市常任委員長の登壇を求めます。

鈴木浩之君。

○厚生都市常任委員長（鈴木浩之君） それでは、命により、私ども厚生都市常任委員会に付託及び協議依頼されました案件につきまして、去る12月11日に委員会を開催し、審議と協議をいたしましたので、その審査の経過と結果、協議の結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第48号 北方町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第51号 北方町墓地の設置に関する条例制定についてであります。

第12条に規定する使用者に対する修理、撤去命令について質疑があり、過去に修理または撤去を命じた事例はなく、危険性がない場合であっても墓石等に異常を確認した場合、使用者に通知する旨の答弁がありました。

また、使用料の算定根拠や使用期間が25年に満たない使用者への対応について質疑があり、使用料は墓地の年間の維持管理費と新規使用者数を勘案して算定し、使用期間が25年に満たない使用者には、満たない年数分を現状の使用料にて一括で徴収する旨の答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第52号 北方町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

布設工事監督者及び水道技術管理者の現状と今後について質疑があり、現在、資格要件を満たす者は上下水道課に2名おり、今後は有資格者がいなくなるよう異動を考慮してもらうことや、技術系の学校を卒業していなくても実務経験を積んでもらい、資格を持つ職員を増やしていく必要がある旨の答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第54号 令和6年度北方町一般会計補正予算（第6号）を定めるについての関係部分の協議結果についてであります。

歳出について、衛生費の保健衛生費において、带状疱疹ワクチン予防接種助成事業に関して前倒しでの導入に至った経緯について質疑があり、ワクチン接種については料金を統一しない自由診療であることなどから見送ってきたが、報道等の影響により町民から多くの要望が寄せられるようになったことや、4月からの高校生年代の医療費助成を見据えて前倒しで導入した旨の答弁がありました。

また、4月から定期接種化される見込みと報道について質疑があり、国からの正式な通知があり次第、他市町の動向を注視しながら適切に判断したい旨の答弁がありました。

次に、議案第55号 令和6年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を定めるにつ

いてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第56号 令和6年度北方町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を定めるについてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第57号 令和6年度北方町上水道事業会計補正予算（第1号）を定めるについてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第58号 令和6年度北方町下水道事業会計補正予算（第3号）を定めるについてであります。

修繕対象機器の保守点検時の異常の有無やストックマネジメント計画の進捗状況と今後の見通しについて質疑があり、今回修繕する汚泥脱水機ナンバー2を含め下水処理場の機械設備は定期的な保守点検を実施しているが、経年劣化による突発的な故障が多発し、その都度緊急修繕で対応している。

また、ストックマネジメント計画は定めたが計画を実行するための財源の確保ができておらず、計画どおり進んでいない。財源確保のために施設の耐震補強工事の必要があり、来年度に耐震補強計画の見直しを行うことを検討している旨の答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、協議第2号 証明書の交付等の事務委託に関する規約の廃止についてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（井野勝巳君） 議案第47号 北方町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第47号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第47号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第48号 北方町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第48号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第48号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第49号 北方町保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第49号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第49号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第50号 北方町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第50号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第50号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第51号 北方町墓地の設置に関する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第51号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第51号は委員長の報告のとおり

可決されました。

議案第52号 北方町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第52号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第52号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第53号 工事請負契約の締結についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第53号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第53号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第54号 令和6年度北方町一般会計補正予算（第6号）を定めるについての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第54号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第54号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第55号 令和6年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を定めるについての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第55号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第55号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第56号 令和6年度北方町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を定めるについての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第56号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第56号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第57号 令和6年度北方町上水道事業会計補正予算（第1号）を定めるについての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第57号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第57号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第58号 令和6年度北方町下水道事業会計補正予算（第3号）を定めるについての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第58号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第58号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第59号 財産の無償譲渡及び無償貸付についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第59号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第59号は委員長の報告のとおり可決されました。

協議第2号 証明書の交付等の事務委託に関する規約の廃止についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略します。

これから協議第2号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 異議なしと認めます。したがって、協議第2号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第17 発議第2号

○議長（井野勝巳君） 日程第17、発議第2号 日本政府に核兵器禁止条約締結国会議へのオブザーバー参加と核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

安藤浩孝君。

○9番（安藤浩孝君） 発議第2号 日本政府に核兵器禁止条約締結国会議へのオブザーバー参加と核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書について。

地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により別紙意見書を提出する。

令和6年12月13日提出。提出者、北方町議会議員 安藤浩孝。

日本政府に核兵器禁止条約締結国会議へのオブザーバー参加と核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書（案）は、さきの大戦において、広島と長崎のまちに米国の原子爆弾が投下され、一瞬にしてまちを廃墟にし多くの人の命を奪い傷つけてから79年がたった。1954年には第五福竜丸での被爆。核兵器の恐ろしさを2度にわたって私たちは知らされた。

2017年7月7日、国連で核兵器禁止条約が採決され、2021年1月22日に発効された。条約は核兵器について破滅的な結果をもたらす、非人道的な兵器であり国連憲章、国際人道法、国際法、国際人権法に反するものであるとし、史上初めて違法化し、使用するだけでなく、保有や配備、

威嚇まで禁止している。

同条約は2024年9月現在、73か国が批准、署名は94か国に及んでいるが、核兵器保有国（アメリカ、ロシア、中国、フランス、イギリス等）の支持がいまだ得られていない。

加えて、朝鮮半島、ロシアのウクライナ侵攻、中東など安全保障上の脅威が増す中、核保有国では核抑止力の維持強化が見られ、現実的には核軍縮、核廃絶に逆行しており、強い危機感を持たざるを得ない。

2024年ノーベル財団は、ノーベル平和賞を世界の反核運動を先導してきた、日本原水爆被害者団体協議会（被団協）に授与すると発表。ノーベル賞委員会は受賞理由として「広島・長崎の原爆生存者による草の根運動であり、核兵器のない世界を実現するための努力と、核兵器が二度と使われないことを目撃証言を通して示してきたこと」としている。被団協は日本政府に対し核政策を否定し、核兵器禁止条約の一刻も早い締結国になるよう署名、批准、会議への参加を強く求めている。

北方町では核兵器廃絶と非戦・恒久平和に向けて全力で尽くす決意として2011年9月に「非核平和都市」を宣言、清流平和公園「平和の鐘」打鐘、人権平和祈念会の開催など積極的に取り組んでいる。

よって、本町議会は日本政府に対し、世界で唯一の戦争被爆国としての役割を自覚し核軍縮の進展に向けた国際的な議論の場、締結国会議にオブザーバーとして参加することを求めるとともに、核兵器禁止条約に署名・批准し、核兵器のない世界に向けて国際的な役割を果たしていくことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月13日。岐阜県本巣郡北方町議会。提出先、衆議院議長殿、参議院議長殿、内閣総理大臣殿、外務大臣殿。

最後に一言だけ申し添えさせていただきたいと思います。

10日、ノルウェー、オスロ、ノーベル平和賞の授与式。被団協の92歳の田中熙巳さんの歴史に残るスピーチ、核抑止論ではなく核兵器は一発も持つてはいけない。田中さんから私たちに託されたものは一体何なのか。しっかりと向き合わなければならないと思っております。以上でございます。

議員各位におかれましては、審議をいただき、御賛同いただきますようよろしくお願いをいたします。

○議長（井野勝巳君） では、提案に対して質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑を終わります。

討論を行います。反対討論。

鈴木君。

○8番（鈴木浩之君） それでは、議長より発言の許可をいただきましたので、安藤浩孝議員から

提出された意見書（案）に反対の立場から討論に参加したいと思います。

まず初めに、安藤議員が言われる日本が核兵器のない世界に向けて国際的な役割を果たしていくことについては、私も同じ思いはあるということは述べておきたいと思います。

そのための核兵器禁止条約締結国会議へ日本がオブザーバー参加をするということは意味があることだと思いますが、条約への署名・批准については、現在の日本の立場を考えると難しいのではないかと思います。それは条約の中に核抑止論があり、これは核を使うぞという脅しも禁止しているということでもあります。

皆さんが周知のとおり、日本はアメリカの核の傘の中におり、日本に他国が被害を与えるようなことがあれば、アメリカの核により加害国に攻撃を与えるかもしれないという構図の中で、日本の安全保障が保たれています。したがって、その条約が禁止している核抑止論、これを禁止されると日本の安全保障政策の根幹が揺らいでしまうことになります。もちろん、日本が他国の侵略等に対抗し得るだけの軍備を整えば可能であるかもしれませんが、現在のところ、国民の安全を第一に考えると条約に署名・批准できないのは仕方のないことだと考えます。

条約への参加以外のアプローチの仕方で、初めに申し上げた、日本が核兵器のない世界に向けて国際的な役割を果たしていくことを模索していくことが今できる最善の対応ではないかと思います。

その一つが、日本政府は国連に毎年提出している核兵器廃絶決議案であり、今年もロシアや中国など6か国の反対がありましたが、アメリカなどを含む145か国が賛成して、31年連続で採択されました。このことも世界に向けた核廃絶のメッセージとして十分に評価できることであると思います。

世界の各国々では自国民の安全を守ることが第一であり、そのための手段としてそれぞれに立場や事情があると思われまふ。

日本も本当は核に頼らず国民の安全を守ればよいのですが、さきに申し上げたように、アメリカに安全保障を頼らざるを得ない立場であります。そのような実情があることを理解した上では、なかなか安藤議員が提出された意見書（案）に賛成しかねると言わざるを得ません。

このような理由から意見書（案）に反対いたします。

議員各位におかれましては、御賛同をいただきますようお願い申し上げ、私の討論といたします。

○議長（井野勝巳君） 賛成討論ありませんか。

石井君。

○4番（石井伸弘君） 採決に賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

意見書（案）の文中にもありますが、日本原水爆被害者団体協議会が2024年のノーベル平和賞を受賞しました。まずはその受賞演説を行った代表委員の田中熙巳さんの言葉を一部引用したいと思います。

核兵器の保有と使用を前提とする核抑止論ではなく、核兵器は一発たりとも持つてはいけな

というのが原爆被害者の心からの願いであります。想像してみてください。直ちに発射できる核弾頭が4,000発もあるということ。広島や長崎で起こったことの数百倍、数千倍の被害が直ちに現出することがあるということ。皆さんがいつ被害者になってもおかしくない、あるいは加害者になるかもしれない状況がございます。ですから、核兵器をなくしていくためにどうしたらいいか世界中の皆さんで共に話し合い、求めていると思うのであります。

引用を終わります。

現在、日本は日米同盟によるアメリカの核の傘の下にあります。その現状を踏まえ、日本政府は核保有国が参加しておらず、その道筋も見えないとして、2022年の第1回会議から参加を見送っています。しかしながらNATO加盟国であり、アメリカの核の傘の下にあるドイツ、ノルウェー、ベルギー、そして米英豪軍事同盟AUKUSによるアメリカの核の傘の下にあるオーストラリアも条約締約国会議にオブザーバーとして出席しています。

これらの国々は、被団協の田中代表委員の言う、世界中の皆さんで共に話し合い、求めていく姿勢があるということにほかなりません。

核兵器禁止条約は完全なものではありません。しかし、完全でないことを理由に漸進をやめることは決してあってはなりません。日本政府は唯一の戦争被爆国としての重要な役割や果たすべき責任があると考えます。

以上の理由から、意見書の採択に賛成いたします。

○議長（井野勝巳君） そのほかはございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（井野勝巳君） ただいまの発議第2号について反対討論等ございましたので、起立により採決を行います。

意見書（案）のとおりに決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（井野勝巳君） 起立は少数であります。したがって、発議第2号は否決されました。

日程第18 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（井野勝巳君） 日程第18 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを行います。

お諮りをいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことといたしました。

お諮りをいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することで決定をいたしました。

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員に井野勝巳と石井伸弘君を指名いたします。

お諮りをいたします。ただいま議長が指名いたしました私、井野勝巳と石井伸弘君を当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま議長が指名しました井野勝巳、私と石井伸弘君は、岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

以上で、本会議に提出された案件は全て終了しましたので、町長より挨拶を受けたいと思います。

町長。

○町長（戸部哲哉君） それでは、閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げたいと存じます。

議員各位におかれましては、今回におきまして提案をさせていただきました一般会計補正予算をはじめ、全ての議案におきまして慎重審議の上、適切な御判断をいただき、誠にありがとうございました。

審議の過程や一般質問を通じていただきました御提案や御意見などは真摯に受け止め、これからの予算編成や町政運営に役立ててまいりたいと思っております。

また、本日お配りをさせていただきました北方町第八次総合計画、第3期総合戦略の素案であります。これは令和7年度から令和14年度まで8年間の町行政の指針となるものであります。これまで町が目指してきたつながりをキーワードとしたまちづくりを継承し、町の将来像を「新たな感動とつながり、未来輝く北方」といたしました。にぎわいと活力のあるまちづくりの実現に向けて、これからもより一層邁進していきたいと思っておりますので、御理解、御協力のほどよろしくお願いしたいと思います。

また、町の活力、にぎわいの原動力となる各イベント事業につきましては、今年は本当に運がよく、3月のかいこまつりから8月の歩行者天国や清流フェス、10月の各運動会、締めくくりであります未来タウン北方ふれあいまつりまで全て好天に恵まれ、例年以上の活況を呈したところであり、毎年のことながら、こうしたイベントの盛り上がりにはその都度一喜一憂させられるところではありますが、天候に関しては本当に申し分のない一年であったと感謝をしております。来年も今年のように天候に恵まれ、活気あふれるイベントを実施することで町民同士のつながりがより深まることを祈りたいと思っております。

さて、国政では、現在臨時国会が召集され、少数与党転落以来初の本格論戦が展開されているところであります。具体的な施策では、賃上げの定着や年収103万円の壁の見直しをはじめとする経済政策に加え、補正予算では、住民税非課税世帯への3万円の給付金や電気・ガス料金の補助制度、ガソリン補助金の延長、保育士らの処遇改善などが盛り込まれ、総額13兆9,433億円の

大型補正予算となっておりますが、昨日、28年ぶりの修正案可決ということでありますが、無事参議院に送付されたところであります。

順調に審議が進めば17日にも成立をするとのことではありますが、心配することは、やはり歳入のほぼ半分、6兆6,900億円を赤字国債の追加発行で賄っている点であります。税収の上振れが3兆8,000億円ほどあるとはいうものの、相変わらず国債頼み、綱渡りの財政運営は将来世代に大きな負担を付け回しているにすぎません。しっかりした財源の根拠を持って議論していただくことを強く思っているところであります。

また、当町におきましても、来年度予算編成に着手をしたところでありますが、人件費や物件費、負担金など物価高騰のあおりを受けて、あらゆる経費が上昇する見込みであります。

そのため、特に大型事業を予定しているわけではありませんが、例年になく厳しい予算編成となりそうであります。そのような状況であります。財源を確実に確保するとともに各種の事業やインフラの長寿化など、スピード感と創意工夫、誠意を持って取り組みたいと思っておりますので、ぜひ御理解のほどよろしくお願いをいたします。

結びになりますが、今年も残すところあと僅かとなりました。寒さもまた一段と厳しさを増してまいりました。くれぐれも御自愛いただき、新たな気持ちをもって新年を迎えていただきたいと思います。北方町にとって、来る2025年が輝く希望の年となりますよう心より祈念をいたしまして、閉会の挨拶とさせていただきます。1年間本当にありがとうございました。

○議長（井野勝巳君） 本定例会に付された事件は全て終了いたしました。

令和6年第6回北方町議会定例会を閉会といたします。大変に御苦勞さまでございました。

閉会 午前10時18分

会議の経過を記載してその相違のないことを証するためここに署名する。

令和6年12月13日

議 長 井 野 勝 已

署 名 議 員 河 村 正 通

署 名 議 員 石 井 伸 弘